

生命共済・医療共済 給付を申請される方へ

・診断書料(文書料)は5,000円+消費税分を限度とした実費補助をいたします。(ただし、全私教共済所定の入院・手術療養証明書、後遺障害診断書、傷害事故診断書の原本に限ります。他共済・民間生損保会社のものは不可。)

1. 給付の事由が発生したら

この用紙は「生命共済・医療共済」と「総合共済(出産・療養)」の兼用の給付申請書です。
職場番号、職場名、個人番号、氏名、総合共済の加入の有無(現職の場合)、給付対象者名、事由発生年月日、給付金振込先、住所、電話番号を必ずご記入ください。

※生命共済・医療共済と総合共済に該当するそれぞれの給付事由欄に○印を付けてください。

2. 申請書の提出は

申請書に「必要な書類」を添付して、職場の担当者に手渡しするか、または各県私教連・組に送付してください。

3. 給付金の送金について

それぞれの共済で送金の経由が違います。そのため送金の時期が異なります。

※ 生命共済・医療共済 → 各県私教連・組より本人口座に振込

※ 総合共済 → 全教共済より本人口座に振込

給付申請には、給付申請書(A-1)の他に以下の添付書類が必要です。

(◎印は必ず必要、○印は該当する場合)

※提出書類は全私教共済所定のものが原則です

1. 病気により入院・手術等をおこなった場合・・・医療共済

	入院(がん以外)・ 手術・放射線治療※1	がん入院
入院・手術状況申告書(A-5)	◎	
入院・手術療養証明書(A-6)		◎
入院・手術療養証明書取得の際の領収書(コピー)		◎
同意書(A-4)	◎	◎
診療費明細書(手術がある場合)(コピー)	○	
入退院期間を記載した領収書(入院の場合)(コピー)※2	○	

※1 公的医療保険が対象とするKコード手術(手術全般、K000～K917、K921、K922)およびMコード(放射線治療、M000～M005)、Kコードに読み替えができる歯科Jコードの内、診療報酬点数800点以上の手術を受けた場合が対象です。申請にあたっては、診療費明細書を必ず提出してください。診療費明細書等を紛失され、再取得が困難な場合は、入院・手術療養証明書をご提出ください。

※2 入院期間を記載した領収書ほか、医師の退院証明書、病院の「入院期間証明書」など入院期間のわかる文書での申請も認めます。

2. ケガにより入院・通院した場合・・・医療共済、医療共済傷害特約(契約者のみ)

※ケガによる入院・手術について医療共済の給付申請をされる際の必要書類は、「1. 病気により入院・手術等をおこなった場合」と同じです。

・同一日に複数の医療機関に通院された場合でも、あわせて1日分の通院です。

	通院 (特約加入の方)	入院	交通事故 傷害通院・自宅療養
事故状況報告書兼治療状況申告書(A-7)	◎	◎	◎
同意書(A-4)	◎	◎	◎
入院・通院日が記載された領収書(コピー)	◎	◎	
診断書(ケガの場合用)(A-8)			◎
診断書取得の際の領収書(コピー)	○		○
交通事故証明書(自動車安全センター発行のもの)			◎

全私教共済が必要と認めた場合、上記以外に書類を求める場合があります。

2026.3改訂

☆傷害特約の給付申請について

①給付対象期間は事故日より180日間で、90日を限度に給付します。1度の事故につき1回の申請ですので、添付資料は治療終了(完了)後に作成してください。180日を経過してもなお治療中の場合は、180日までの内容で作成してください。

* 「診断書(ケガの場合)」が必要な場合

・交通事故の場合は、事故証明書が必要です。

・交通傷害での自宅療養の場合は、「診断書」の「自宅療養期間(就業不能等)」欄に記載がある場合に対象となります。(事故担当の損保会社等から①診断書②診療報酬明細書③事故証明書のコピーを無料で取ることができます。)

※鍼灸・整体・接骨院への通院は給付の対象になりません。

3. 人間ドックを受けた場合



生命共済

61歳以上の退職者が対象です。自己負担があった場合、1口あたり2,000円を限度に実費を補助します。ただし、公的医療保険が適用される検査は除きます。領収書はコピー可。[61歳以上で3月退職した場合は、退職日から7月末までは「現職者扱い」です(契約期間の関係)]

◎	領収書(コピー) (人間ドックまたは脳ドックまたは健康診断(公的医療保険が適用される検査は除く)のもの)
---	---

4. 出産した場合



医療共済

◎	母子手帳の写し(出生届済証明のページ) または 戸籍抄本のいずれか
---	--------------------------------------

5. 後遺障害の申請をする場合



生命共済

70歳までの現職者が対象です。

注：後遺障害共済金は症状固定がされてから申請してください。

◎	後遺障害診断書(A-2)もしくは(A-3) (胸腹部臓器用・それ以外用の2種類のいずれか)
◎	診断書取得の際の領収書(コピー)
◎	同意書(A-4)
○	印鑑登録証明書

6. 死亡の申請をする場合



生命共済・医療共済

*1 加入者本人が受取人の場合は必要ありません。受取人が未成年の場合は、親権代表者の印鑑登録証明書が必要です。

*2 本人死亡の場合、委任状を求めることがあります。同順位の共済金受取人が2人以上いる場合、受取人は1人に定めなければなりません。その際は、他の方の委任状が必要となります。

*3 交通災害死亡の場合(70歳までの現職者が対象です)

*4 公務災害死亡の場合(70歳までの現職者が対象です)

◎	死亡診断書または死体検案書
◎	同意書(A-4)
◎	戸籍謄本(共済金受取人が特定できる全部事項証明)
○	*1 印鑑登録証明書(共済金受取人のもの)
○	*2 委任状(本人死亡で複数の受取人がいる場合)
○	*3 交通事故証明書
○	*4 公務災害認定書

7. 臓器移植見舞金の申請をする場合



医療共済

必要な書類については、各県私教連・組までご連絡ください。

上記給付申請にはすべて給付申請書が必要です。

全私教共済が必要と認めた場合、上記以外に書類を求める場合があります。

ご不明な点がございましたら、各県私教連・組もしくは全私教共済までご連絡ください。

全国私立学校教職員組合連合共済

2026.3改訂

※この書類は全国私教連のホームページ[<https://shikyoren.com>]から印刷することもできます